



SOMPO
ホールディングス

Innovation for Wellbeing

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日：2019年12月25日

パン・アフリカ株式ファンド

追加型投信／海外／株式



**ご購入に際しては、本書の内容を
十分にお読みください。**

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は右記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

(2020年4月1日付でSOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更する予定です。)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

<照会先>

ホームページ：<https://www.sjnk-am.co.jp/>

(2020年4月1日付で<https://www.sompo-am.co.jp/>に変更する予定です。)

電話番号：0120-69-5432

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

委託会社の情報

委託会社名	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 (2020年4月1日付でS O M P Oアセットマネジメント株式会社に商号変更する予定です。)
設立年月日	1986年2月25日
資本金	1,550百万円
運用する投資信託財産 の合計純資産総額	840,968百万円
(2019年9月末現在)	

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「パン・アフリカ株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年12月24日に関東財務局長に提出し、2019年12月25日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

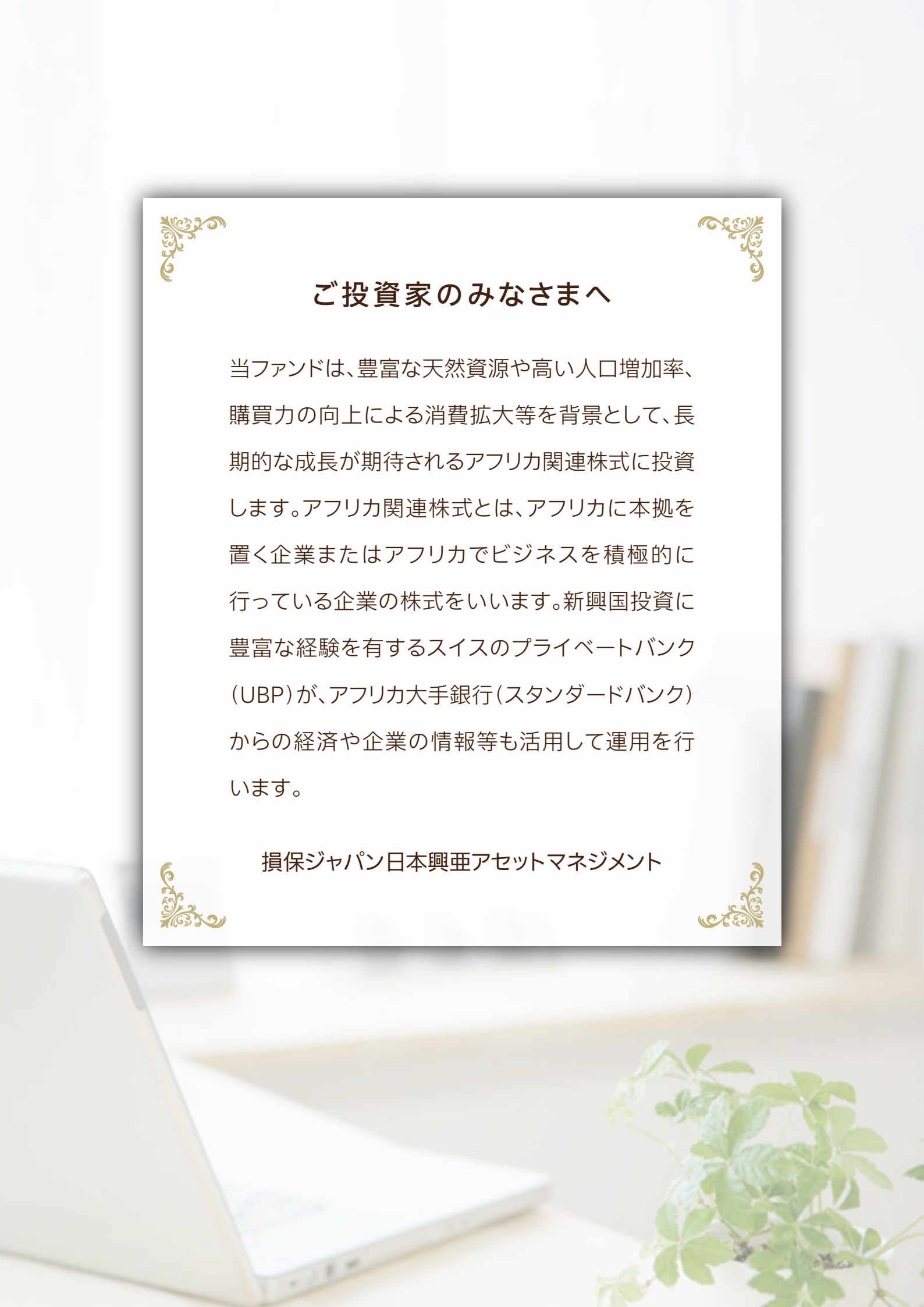


ご投資家のみなさまへ

当ファンドは、豊富な天然資源や高い人口増加率、購買力の向上による消費拡大等を背景として、長期的な成長が期待されるアフリカ関連株式に投資します。アフリカ関連株式とは、アフリカに本拠を置く企業またはアフリカでビジネスを積極的に行っている企業の株式をいいます。新興国投資に豊富な経験を有するスイスのプライベートバンク(UBP)が、アフリカ大手銀行(スタンダードバンク)からの経済や企業の情報等も活用して運用を行います。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント



ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

信託財産の中長期的成長を図ることを目的とします。

● ファンドの特色

1

アフリカの成長によって恩恵を受ける企業の株式(アフリカ関連株式[※])等を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指します。

※アフリカに本拠を置く企業または、アフリカでビジネスを拡大していくことが、期待される企業の株式をいいます。

● ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・ 当ファンドは、主として「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド^{※1}」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。
- ・ 原則として、「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド^{※1}」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- ・ 「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド^{※1}」の組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いません。

＜投資対象とする外国投資信託に関して＞

〔投資顧問会社〕ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)

- ・ スイスを代表する資産運用会社の一つ
 - ・ 1969年スイスで設立。グローバルに23拠点を展開
 - ・ 運用資産額: 1,344億スイスフラン(約14兆8,444億円)
 - ・ 世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供
- (2019年6月末現在)

- ・ ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーは、アフリカ大手銀行であるスタンダード銀行からの各種情報(アフリカ諸国の財政・経済情報、個別企業のリサーチ情報等)も活用し、銘柄選定を行います。

※1 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称及び概要については後掲＜主要投資対象の投資信託証券の概要＞をご覧ください。
また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

2

年2回決算を行い、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。

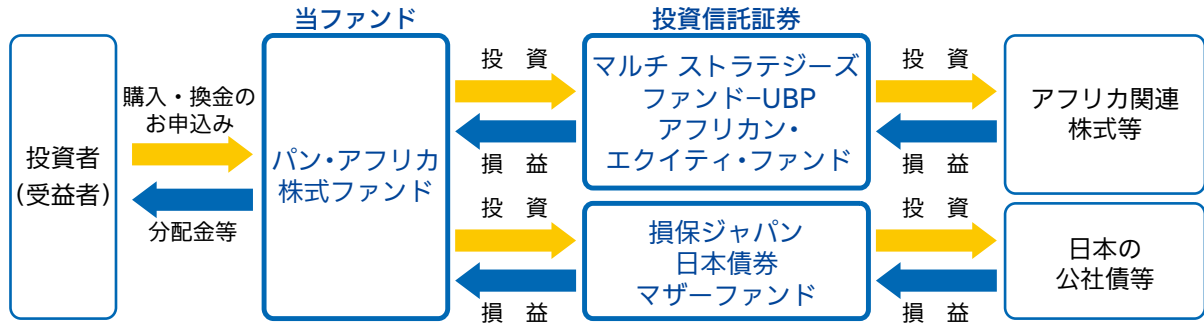
- 決算日は原則、3月、9月の各25日。休業日の場合は翌営業日とします。
- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」です。

「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託(ファンド)を組入れることにより運用を行います。



主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式及び外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎決算時(原則として3月、9月の各25日。休業日の場合は翌営業日。)、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。
ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

決算期におけるファンドの運用成果※をもとに、分配を行うことを目指すファンドです。

※運用成果には、インカム収入とキャピタルゲイン・ロスの両方を考慮します。

インカム収入とは株式の配当収入等、キャピタルゲイン・ロスとは値上がり益・値下がり損をいいます。

・ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。

ファンドの目的・特色

追加的記載事項

主要投資対象の投資信託証券の概要

名 称	マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド (Multi Strategies Fund - UBP African Equity Fund)
形 態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型外国投信(円建て)
運用の基本方針	アフリカに本拠を置く企業、または、アフリカでビジネスを拡大していくことが期待される企業の株式を主要投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。
主 な 投 資 制 限	①純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。 ②デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ＜有価証券の発行者等に関するエクスポージャー＞ 1 発行体10%以内 ＜取引の相手方に対するエクスポージャー＞ 評価益ベースで10%以内
決 算 日	原則として、毎年12月31日
信 託 報 酬 等	純資産総額に対して年1.10%(管理報酬等含みます。) ※年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投 資 顧 問 会 社	ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンドの目的・特色

名 称	損保ジャパン日本債券マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主 な 投 資 制 限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
投 資 態 度	①主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。 ②投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 ③運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。 ④外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。 ⑤資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設 定 日	2000年7月31日
信 託 期 間	無期限
決 算 日	原則として、毎年7月15日
信 託 報 酬 等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委 託 会 社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	みずほ信託銀行株式会社

投資リスク

● 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

☒ 価格変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
☒ 信用リスク	株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化およびそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
☒ 流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
☒ 為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。 為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
☒ カントリーリスク	一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

投資リスク

● その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

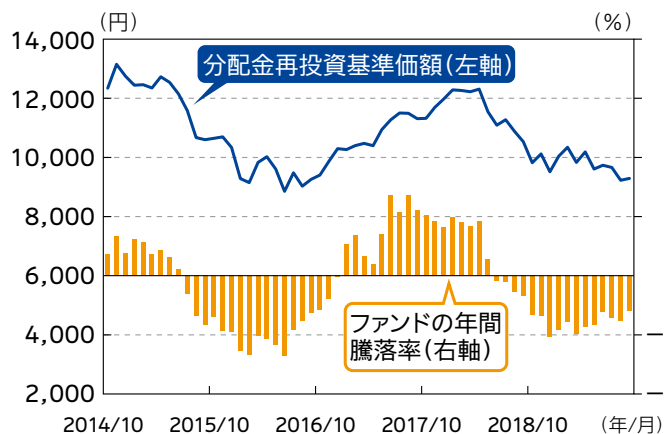
● リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

投資リスク

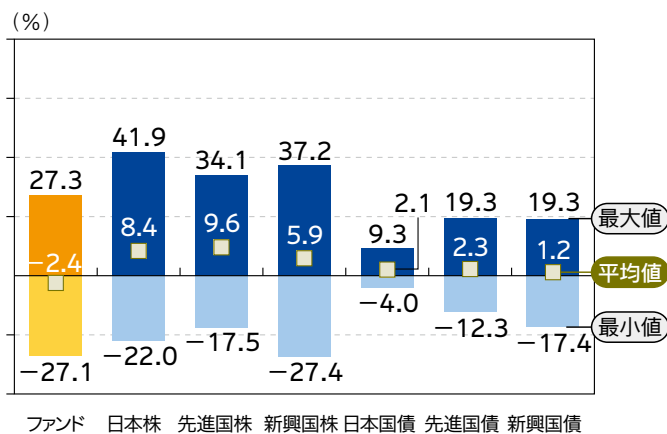
参考情報

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



2014年10月～2019年9月

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



2014年10月～2019年9月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

日本国債:NOMURA-BPI 国債

野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

新興国債:J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLC が算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

基準日:2019年9月30日

基準価額・純資産の推移 2010/09/30 ~ 2019/09/30



- 基準価額 (税引前分配金再投資) は、税引前の分配金を再投資したものと計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移

2017年09月	0円
2018年03月	100円
2018年09月	0円
2019年03月	0円
2019年09月	0円
設定来累計	1,950円

● 1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

パン・アフリカ株式ファンド

資産別構成	
資産の種類	純資産比
UBP African Equity Fund	94.92%
損保ジャパン日本債券マザーファンド	1.00%
コール・ローン等	4.08%
合 計	100.00%

《主要投資対象の投資信託証券の運用状況》

マルチ ストラテジーズ ファンドーUBPアフリカン・エクイティ・ファンド

ユニオン パンケル プリヴェ ユービービー エスエーが作成したデータを掲載しております。

資産別構成	
資産の種類	純資産比
株式	94.4%
現金等	5.6%
合 計	100.0%

組入上位5銘柄

	銘柄名	業 種	市 場	純資産比
1	COMMERCIAL INTL BK GDR LI LINE	金融	イギリス	7.7%
2	NASPERS LTD N SHS ZAR	一般消費財・サービス	南アフリカ	6.0%
3	MAROC TELECOM MAD	コミュニケーション・サービス	モロッコ	5.0%
4	SAFARICOM PLC KES	コミュニケーション・サービス	ケニア	4.7%
5	ATTIJARIWAFABANK MAD	金融	モロッコ	4.5%
組入銘柄数			58銘柄	

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

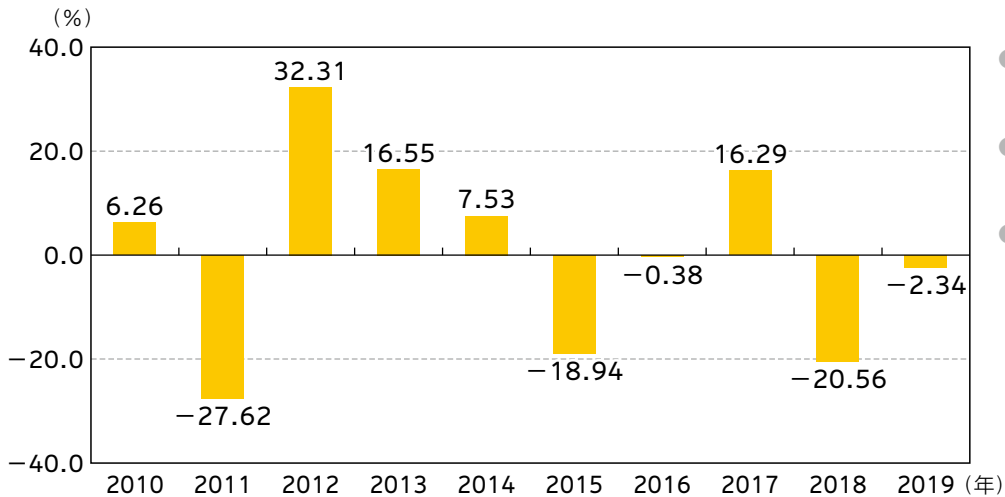
運用実績

● 損保ジャパン日本債券マザーファンド

組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	償還日	純資産比
1	第140回利付国債（5年）	国債証券	2024/06/20	6.1%
2	第404回利付国債（2年）	国債証券	2021/09/01	5.3%
3	第347回利付国債（10年）	国債証券	2027/06/20	4.9%
4	第38回利付国債（30年）	国債証券	2043/03/20	4.6%
5	第150回利付国債（20年）	国債証券	2034/09/20	3.9%
6	第349回利付国債（10年）	国債証券	2027/12/20	3.5%
7	第355回利付国債（10年）	国債証券	2029/06/20	3.3%
8	第353回利付国債（10年）	国債証券	2028/12/20	3.1%
9	第162回利付国債（20年）	国債証券	2037/09/20	3.0%
10	第154回利付国債（20年）	国債証券	2035/09/20	2.9%
組入銘柄数				78銘柄

● 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ファンドの年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しています。
- 2010年は設定日(9月30日)から年末、2019年は年初から基準日までの収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

手 続 ・ 手 数 料 等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合^{*1}、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等^{*2}その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※1 いずれかの換金請求受付日において換金請求の口数の合計が、その換金請求受付日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等をいいます。以下同じ。 ※2 外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申 込 不 可 日	ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、お申込みを受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
購入の申込期間	2019年12月25日から2020年6月23日まで ※信託期間が2020年9月25日までのため、申込期間は更新されません。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信 託 期 間	2020年9月25日まで(設定日 2010年9月30日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰 上 償 還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回る事となった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。

手 続 ・ 手 数 料 等

決 算 日	原則 3 月、9 月の各 25 日 (休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	毎決算時 (年 2 回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000 億円
公 告	委託会社のホームページ (https://www.sjnk-am.co.jp/) に掲載します。
運 用 報 告 書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA (ニーサ) 」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニア NISA (ニーサ) 」の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手 続 ・ 手 数 料 等

● ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.85% (税抜3.5%) を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.089% (税抜0.99%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝ 運用期間中の基準価額× 信託報酬率
	委託会社 年率0.35% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.60% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.04% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券 の信託報酬等	年率1.10% ※年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等
実 質 的 な 運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	ファンドの純資産総額に対して 概ね2.189% (税込・年率) 程度となります。 ※当ファンドの運用管理費用(信託報酬)1.089% (税抜0.99%)に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率1.10%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。	
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・ 監査費用 ・ 売買委託手数料 ・ 外国における資産の保管等に要する費用 ・ 信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・ 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

● 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

手 続 ・ 手 数 料 等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。
※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2019年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。